平成２８年（フ）第１６４４号
愛知県津島市神尾町字中外面25番地１
債務者　加藤　勤一
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８８号
名古屋市南区氷室町19番５―510号　氷室荘
債務者　川嶋　直博
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目５番14号、前住所三重県鈴鹿市稲生町9436番地の42
債務者　廣出真理子
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６８号
三重県名張市桔梗が丘５番町10街区５番地46
債務者　大野　貴之
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２５８号
京都府福知山市字長田2500番地
債務者　大西めぐみ（旧姓見谷）
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７５号
滋賀県草津市追分２丁目11番３―412号　ｓｕｎｄａｎｃｅ
債務者　半田　秀穂
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
滋賀県米原市梅ケ原栄24番地　プリマヴェラージュ103号
債務者　塚本　美智
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目46番地５、住民票上の住所兵庫県姫路市城東町野田２番地２京口第二団地９棟406号
債務者　藤森　勇人
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目46番地５、住民票上の住所兵庫県姫路市城東町野田２番地２京口第二団地９棟406号
債務者　藤森　潤子
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０８号
兵庫県高砂市松陽１丁目５番９―202号　リバーサイドパレス松陽Ⅱ
債務者　西田　　猛
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４８号
兵庫県姫路市野里914番地ブランシェ302号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区城山町１番地12　201
債務者　香西　寿人
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４５２号
兵庫県加古川市別府町西町５番地エクセル２―103号
債務者　横山　彰之
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０３号
鳥取県米子市富益町５番地32（住民票上の住所）大阪府門真市柳田町４番30―406号、前住所大阪府門真市寿町20番35号
債務者　舩倉　祐次
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１７号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番６―201号、前住所鳥取県米子市皆生６丁目４番61号202号
債務者　澤田　龍二
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１２９号
鳥取県米子市安倍740番地11
債務者　新見　富生
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３５号
鳥取県米子市上福原７丁目２番37号　Ｅ103号、前住所鳥取県米子市上福原５丁目５番64号
債務者　小林　　孝
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部